

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

第1 計画の作成

- 1 学校危機管理計画の作成
- 2 教育活動の継続
- 3 避難所支援に関する運営計画の作成
- 4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

第2 教育・研修・訓練

- 1 児童・生徒等の防災教育
- 2 学校教職員の危機管理研修
- 3 避難訓練と防災訓練

第3 事前の準備

- 1 物資の備蓄
- 2 日常の点検

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

はじめに

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%以上といわれ、また、政府の発表(令和6年1月1日を算定基準日とした「長期評価による地震発生確率値の更新」(地震調査研究推進本部・地震調査委員会)によれば、今後30年以内に南海トラフを震源域とした地震が発生する確率は70～80%としている。日本は世界的に見ると地震活動が活発で、どの場所においても地震による強い揺れに見舞われるおそれがある。また、地震は突然発生し、甚大な被害を及ぼす可能性があるため、日頃から耐震補強や家具等の固定などの対策を講じておくことが重要である。

都立学校では、平成20年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上の場合は予知情報を校内放送により知らせることができるようになり、机の下に身を隠すなどの対応を取ることができるようになった。

しかし、首都直下地震の場合は、震源地が近いため、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

都立学校は全て耐震補強を完了しているが、震災による被害を減少させるためには、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を促進するとともに日頃から、児童・生徒等の活動する場所には、什器等の転倒、落下の防止に心がけておくことと避難訓練などの事前の備えが重要である。(壁にL型金具でネジ止め、ポール式器具(突っ張り棒)の使用、つり下げ式照明器具などをチェーンやワイヤーなどで結ぶ等)

また、学校保健安全法は、設置者は児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める(26条)。学校においては、施設及び設備の安全点検・通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導・職員の研修その他学校における安全に関する事項について、計画を策定し、実施すること(27条)。また、学校の実情に応じて危険等発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(「危険等発生時対処要領」)を作成する(29条)と規定している。

こうしたことを踏まえ都立学校においては、平成24年度から地域自治体・自治会代表・警察・消防及び学校職員で構成する「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携した防災教育を実施することとした。「防災教育推進委員会」の設置については、令和5年に各都立学校に通知している。

第1 計画の作成

各学校では、災害時に児童・生徒等の生命及び身体の安全確保に万全を期すため、学校の防災に関する危機管理計画の作成、避難(防災)訓練、防災教育、防災研修の実施などを充実するとともに、学校が避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとなる場合の運営計画を作成し、事前の備えを十分に行うことが必要である。

なお、大震災時には、地震による被害が広範囲にわたり、災害応急対策も広域にわたって行われるため、「防災教育推進委員会」を活用する等、日頃から区市町村教育委員会、防災主管部局、消防署等の防災機関及び地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努める。

作成にあたっては、以下の内容と共に、令和3年6月文部科学省発行の「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を参考とする。

1 学校危機管理計画の作成

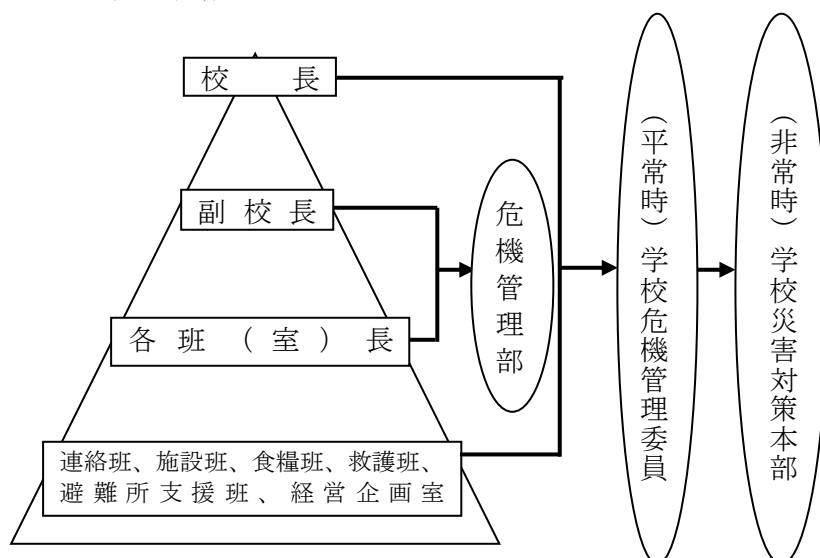
校長は、地域の実情や特別支援学校の障害種別等学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の運営支援及び一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設に関する運営計画等を記載した「学校危機管理計画」を作成し、教職員、保護者等に周知徹底する。

(1) 学校危機管理委員会等の設置

校長、副校長、経営企画室(課)長等を構成メンバーとする「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理計画を作成するとともに、危機管理体制の整備に努める。

また、災害時には、教育庁災害対策本部が設置されると同時に、教育長より所及び都立学校の長に「（所名を冠した）災害対策本部」の開設が指示される。開設後、災害時の指揮を執り、対応にあたることとなる。

○防災組織図



「学校災害対策本部」は災害時の指揮を執る。平常時は「学校危機管理委員会」として危機管理の指揮管理に当たる。

※ 【危機管理部の役割】

- 防火・防災管理者である副校長が責任者となり、「連絡班」「施設班」「食糧班」「救護班」「避難所支援班」「経営企画室」を置く。各班の班長が危機管理部の部員となる。
- 児童・生徒等に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員の危機管理研修計画作成と実施
- 防災物品等の管理点検、各教室等の防火責任者の指定、各種名簿・台帳の管理、施設設備の安全、火災予防等に関する計画作成と実施
- 学校危機管理担当者を設置し、担当者は災害時にいち早く学校に駆けつけ情報の収集と緊急連絡に当たる。

◎ 学校危機管理委員会の構成と役割

[構成]

校長を委員長として副校長等の管理職、各主幹教諭、養護教諭、危機管理部で構成する。委員長が必要と認めた時に招集する。

[役割]

- 1) 学校危機管理計画の作成
- 2) 危機管理対策指針の決定
- 3) 避難所運営の支援計画作成
- 4) 大規模災害に関する対応、計画作成及び指揮・運営
- 5) 地域緊急連絡員の招集、連絡等
- 6) 防災市民組織との連絡調整

(2) 学校危機管理計画の項目

学校危機管理計画の主な項目としては、次のようなものが挙げられる。

ア 学校危機管理計画の目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において危険等発生時対処要領（学校危機管理計画）を作成すること、及びこれを教職員に周知することなどが義務付けられている。学校危機管理計画の目的と位置付けを明確化するため、当該計画がこの法律に基づくものであることを明記しておく。

また、学校では、学校保健安全法以外にも、消防法、水防法、などの様々な法令に基づいて、安全確保等に関する計画を定めることが求められている。こうした他の法令に基づく計画である旨も、明記しておくが良い。

イ 学校危機管理計画の基本方針

学校危機管理計画に記載のない想定を超えた事態が発生した場合に備え、「基本方針」「基本理念」などと呼ばれるような基本的な価値観・考え方を記載する。また、こうした基本方針は、平時から教職員等が共通の認識とするとともに、保護者や関係機関などと共有しておくことも重要である。

ウ 事前・発生時・事後の危機管理

なお、具体的な記載内容は、以降に記載する各項目を参照するとともに、文部科学省より示されている「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」（令和6年3月）も参考とする。

○事前対策（予防を含む。）

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ①地域・学校、学区の現状 | ⑧保護者・教職員・関係機関への緊急連絡・通信手段 |
| ②危機管理の前提となる危機事象等 | ⑨通信・情報収集手段 |
| ③平常時の危機管理体制 | ⑩緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者 |
| ④点検 | ⑪備品・備蓄品 |
| ⑤未然防止策 | ⑫保護者・地域・関係機関等との連携 |
| ⑥緊急時の非常参集体制 | ⑬避難計画・避難訓練・教職員研修・安全教育 |
| ⑦学校災害対策本部体制 | ⑭各種様式 |

※ 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応の事前準備

（教職員の参集態勢、被害情報の収集・把握、情報収集・連絡体制、避難所等への支援活動、児童・生徒等の安否情報の収集・把握）

○災害発生時の対応

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ①学校災害対策本部の設置 | ⑥学校施設・設備の被害状況及び安全の確認と応急対策 |
| ②情報収集、連絡活動 | ⑦登下校中の児童・生徒等の安全確認と誘導 |
| ③児童・生徒等の避難誘導 | ⑧校外学習・宿泊行事中の児童・生徒等の安全確認と誘導 |
| ④児童・生徒等の保護体制 | |
| ⑤救護・搬出活動 | |

○事後（復旧）対策

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①安否情報、被害状況の収集・把握 | ③保護者等・報道機関対応 |
| ②集団下校・引渡しと待機 | ④学校施設の点検、整備及び復旧 |

- | | |
|-------------------|------------------|
| ⑤教育活動の継続・授業再開の準備 | ⑧避難所運営への協力 |
| ⑥応急教育計画の作成 | ⑨児童・生徒等、教職員の心のケア |
| ⑦被災児童・生徒等の学用品の給与等 | ⑩評価・検証 |

(3) 教職員の参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外であっても、児童・生徒等の安否確認などを的確に行うためには、災害時等危機事態の大きさに応じて教職員が非常参集する必要がある。

そのため、災害の種類に応じて、段階的な基準を設定し、校長等管理職と一般の教職員のうち、誰がどの段階で参集するかについて、学校危機管理計画に記載する。

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢、連絡体制を作成し、教職員に周知する。

作成に当たっては、緊急時教職員名簿を作成し、人員や参集方法などを把握する。

<東京都教育委員会における非常配備態勢>

東京都災害対策本部が設置された場合には、教育庁災害対策本部を開設し、同時に都立学校災害対策本部の設置を指示する。

都立学校長は、災害の程度や状況に応じて、個々の職員に指定された非常配備態勢、特別非常配備態勢の計画を教職員に周知徹底する。

※非常配備態勢及び特別非常配備態勢については、第2編第2章「教職員の参集」を参照のこと

<家族の安否確認>

教職員は、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先し、その上で教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、必ず全庁安否確認サービス等を活用し、安否を連絡するように定める。また、学校としては、全庁安否確認サービス等により情報を集約し、連絡が取れない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要である。

また、大規模災害発生時には、むやみに移動せず、安全を確認した上で、職場や外出先等に留まるようにする。安心して職場等に留まれるよう、あらかじめ家族等と話し合っ、複数の連絡手段の確保に努めておく。

なお、家族の安否確認方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板が有効である。地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTT東日本や各携帯電話会社により提供が開始される声及びインターネットを利用した伝言板である。毎月1日と15日や防災週間、お正月の三が日はこれらのサービスを体験できるので、家族間で習熟しておくことが重要である。使用方法の詳細は、東京都防災ホームページを参照すると良い。

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

※詳しい安否確認方法は、下記「(6) 家庭との安否確認方法」を参照すること

(緊急時教職員名簿の例)

職	氏 名	TEL	通常出勤手段 ・ 時間	非常時出勤手段 ・ 時間	参集指定校	備 考

(時間の目安：徒歩2km/h)

(4) 情報連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、学校危機管理計画に記載する。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておく。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性があるので、その影響も考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへ一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効である。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡には、全庁安否確認サービスによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）を用いるなど、複数の手段を確保しておく。

災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして学校危機管理計画に記載する。このうち、主要な連絡先については、校長室・職員室・経営企画室等に掲示しておく。

イ 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要である。特に、大規模地震など災害発生の初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、学校危機管理計画に記載しておく。

ラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFMに対応している機器を準備すると効果的である。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできることから、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しておく。

災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型 Wi-Fi アクセスポイントを各学校に設置している。保管場所及び使用方法について、日頃から確認しておく。

情報を入手する手段だけでなく、校内の児童・生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して、学校危機管理計画に記載しておく。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておく。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携

災害が発生した際に、円滑に対応を進めるためには、家庭との事前の連携が重要となってくる。

災害発生時などにおける学校からの情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における安全確保の措置等について、保護者と共通認識を持つことが必要であることから、その共有・伝達すべき内容やその方法、タイミングなどについて、学校危機管理計画に明確に定め、これを確実に実行する。基本的な事項の共有・伝達は、少なくとも毎年度の初めに行うなど、定例的に実施する必要がある。加えて、校外活動時など特別な状況下での留意事項等は都度、共有することも学校危機管理計画に記載する。

特に、引渡しを確実に実施するために、その運用方法などを周知徹底することも大切である。引渡しに関する事前の確認を行い、引取りとして登録した者以外には引渡さないことを確認するな

ど引渡しに関して共有する事項を整理して学校危機管理計画に記載しておく。

イ 地域・関係機関との連携

児童・生徒等の安全確保のためには、地域、関係機関等との連携を密にし、日常的に危機等の未然防止に関する協力・連携を図ることが重要である。こうした連携は、児童・生徒等の安全確保に寄与することにとどまらず、各種活動を通して地域の防災力・防犯力が向上し、最終的には安全・安心なまちづくりにもつながっていく。また、いざ災害が発生したときにも、地域・関係機関等との連携が欠かせない。

各学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既存の組織をベースに、地域・関係機関等と協議・調整を行う。学校危機管理計画には、連携する関係機関（相手先）と、事前・発生時・事後のそれぞれの段階における協力・連携の内容やその事前協議の方法などについて記載しておく。

特に、災害時の避難所等として指定されている学校にとっては、避難所の開設の段取りや運営方法、教職員の関わり方に関する事前の協議・調整は非常に重要である。災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり。避難所開設・運営は区市町村や地域の自主防災組織が主体となることが前提である。しかし、災害規模が大きな場合には、区市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も考えられる。被災後に早期の学校再開を目指すためには、区市町村の防災担当部局や地域住民等関係者・団体とあらかじめ十分に協議し、学校側の役割等を明確化しておくことが必要である。

(6) 関係機関との連絡体制

保護者・教職員・関係機関等との緊急連絡体制を構築し、学校危機管理計画に記載する。その際、一つの手段ではなく複数の多様な連絡手段を具体的に決めておく。特に、大規模な地震や風水害の際には、停電も発生する可能性があるので、その影響も考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したアドレスへ一斉メールのほか、学校のウェブサイトへの情報の記載なども有効である。また、学校からの情報伝達だけでなく、保護者から学校への連絡を含めた双方向のやり取りができるよう、準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡には、全庁安否確認サービスによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）を用いるなど、複数の手段を確保しておく。

災害等発生時に連携を取るべき関係機関の連絡先は、いざというときに探さずに済むよう機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして学校危機管理計画に記載する。このうち、主要な連絡先については、校長室・職員室・経営企画室等に掲示しておく。

次に、保護者家族間での安否確認方法について、東京都防災ホームページに災害用伝言ダイヤルの取扱方法がまとめられているので、参照するよう保護者に周知しておく。

なお、児童・生徒等が親戚の家など自宅以外に避難する場合は、保護者に対し、早めに学校に連絡させることも併せて周知しておく。

東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

ア 災害用伝言ダイヤル（171） 「声の伝言板」

地震・噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTT東日本により提供される声の伝言板の使用方法

- 利用できる電話：固定電話、携帯電話、公衆電話、避難所等に設置する特設公衆電話。

- 提供開始：地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合にこのサービスが提供される。
- 伝言録音時間・伝言保存期間・伝言蓄積
 伝言録音時間：1伝言当たり30秒以内
 伝言保存期間：災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで
 伝言蓄積：一つの電話番号当たり1～20伝言可能

イ 災害用伝言板 「文字の伝言板」

携帯電話会社各社は、インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧ができる「災害用伝言ダイヤルサービス」を提供している。

ウ 災害用伝言板（web171） 「インターネットの伝言板」

パソコン及びスマートフォンからテキストの登録・閲覧ができる。

- サービス概要
 このサービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できる。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認し、追加の伝言を登録することが可能。登録したメッセージを通知することもできる。また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録されたメッセージを確認することができる。
- 提供開始
 災害用伝言ダイヤルの提供に準じ、地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合、速やかに利用が可能となる。
- 動作環境
 - ・ OSはMicrosoft Windows、macOS、Android OS、iOS
 - ・ ブラウザソフトはMicrosoft Internet Explorer、Google Chrome、Mozilla Firefox、Safari
- 伝言蓄積数・伝言保存期間
 - ・ 伝言蓄積数 最大20件
 - ・ 伝言保存期間 最大6か月
- 伝言の入力文字数
 1伝言あたり100文字以下
- 伝言の消去
 伝言を預かってから保存期間を経過した時点及び運用終了時に自動的に消去される。

【利用方法】

- ①<https://www.web171.jp/>へアクセスする。
- ②メッセージの閲覧と登録
 メッセージを閲覧又は登録したい電話番号を入力する。
- ③画面の指示に従ってメッセージを閲覧・登録する。

エ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、平常時の利用だけでなく、災害時には安否確認手段としても活用できる。

代表的なSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、下記のとおりである。

- X（旧twitter）
- facebook

(7) 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切に対応するためには、正確な情報を速やかに取得し、学校内で共有することが重要である。特に、大規模地震など災害発生の初期段階では、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難なども想定し、停電時にも利用できるか、屋外に持ち出して利用できるかなどを考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先を検討し、学校危機管理計画に記載しておく。

ラジオを準備する際には、AM放送が入りにくい場所でも放送が聞こえるよう、ワイドFMに対応している機器を準備すると効果的である。インターネットを介して、スマートフォンなどでラジオ放送を聞くこともできることから、あらかじめアプリをインストールして備えておくことも検討しておく。災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントを各学校に設置している。保管場所及び使用方法について、日頃から確認しておく。情報を入手する手段だけでなく、校内の児童・生徒等や教職員に情報を伝達するための手段についても検討して、学校危機管理計画に記載しておく。停電対応の校内放送等を整備するとともに、万一校内放送が使えない場合を想定して、拡声器やトランシーバーなどをいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておく。

(8) 避難計画

児童・生徒等や教職員の安全を確保するためには、災害等の状況等に応じて、適切に避難することが必要である。これを実現するためには、様々な事態を想定して、あらかじめ避難計画を策定しておく。

地震のほか、火災、火山災害は突発的に発生し、避難に時間的余裕がないこと、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴がある。避難計画を検討するうえでは、その特徴に応じて、一時避難（その場で身を守る行動）、二次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）、三次避難（二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）の在り方を考えなければならない。例えば、地震の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守るなど、現象に応じて取るべき対応は異なることから、あらかじめしっかりと整理しておくことが重要である。

校庭や校舎の上階へ移動する二次避難、さらに危険な場合に校外へ移動する三次避難についても、リスクに応じた避難場所及び避難経路を策定する。さらには、避難方法も具体的に想定し、学校危機管理計画に定めておく。

(9) 現状及びリスクの把握 通学路等の安全確認

学校にどのような災害時等のリスクがあるのかについて、その学校を取り巻く地域の自然的・社会的環境が大きく関わる。このため、学校安全を推進するうえでは、その概略を基礎知識として押さえておくことが必要である。

学校が立地している地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境の概略について、総合的に学校危機管理計画にまとめるとともに、教職員間の共通認識としておくことも大切である。区市町村が策定している「地域防災計画」にまとめて記載されているので参考にするといよい。

地域の状況の中でも、特に学校周辺（学区内等）の状況や、学校の立地環境その他の現況については、より詳細に整理して把握しておくことも重要である。例えば、地理院地図などを用いて学校周辺や学区の地形的特徴を把握することで、その地形がもたらす可能性のある自然災害を理解することもできる。教職員は、地域・学校に関する基本的な情報も、自然に身に付くことを期待するのではなく、学校危機管理計画の中で整理して、定期的に確認し、共有認識としておくことが大切である。

学校や学区の状況を総合的に把握するために、各校で学校概況として取りまとめている事項を中心として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項をまとめて記載しておくことも重要である。

(10) 未然防止のための体制

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本である。そのため、平常時から学校の実情に応じて安全な環境を整備し、災害等の発生を未然に防ぐための対策をとることが必要である。校長のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体で日頃から学校安全に取り組むことができる組織づくりを進め、全教職員の役割分担について学校危機管理計画に記載する。

平常時の安全管理は、危機管理体制の整備に始まり、学校環境・学校生活・通学等における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、保護者や地域・関係機関との連携まで様々な取り組みがある。日常的な安全管理・安全教育活動を組織的に推進していくために、学校安全委員会等の校内組織体制を構築し、具体的な役割分担についても記載しておくが良い。

こうした取組は、教職員の危機管理意識が高くなければ機能しない。管理職や学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等あらゆる場と機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持高揚を図るといふことも、学校危機管理計画に明記しておくが良い。

(11) 対策本部体制の整備

災害等が発生した際は、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要がある。避難誘導や初期消火、安否確認などの具体的な災害対応に当たる役割に加えて、例えば、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係者との連絡調整を行う（連絡調整機能）、報道機関などに対応する（広報渉外機能）など、学校として災害時に行うべき対応は多岐にわたる。このため、学校として災害等に対応するための組織（学校災害対策本部）を設置することとし、その設置基準などをあらかじめ学校危機管理計画に定めておく。

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	●学校災害対策本部設置訓練 ●校内外の情報迅速処理システムの確立とその定期点検 ●関係機関との情報授受及びその処理の一元化整備 ●指示システムの整備と点検 ●校内・近隣火災への対応策定	●危機管理委員は校長室へ集合→学校災害対策本部設置 ●校内外状況の迅速把握態勢の設置 ●関係機関との情報授受及びその一元化処理 ●指示システムの点検、確認と迅速・正確な伝達	●非常ベル、校内放送による緊急伝達／全校避難態勢／初期消火活動の指示／消防への通報（とっさに、だれでもよい。ただし、その申告と責任者による確認があること。）（ここまでの上記4点は同時進行） ●情報の一元化処理
危機管理部	●地震発生、火災（校内・近隣）発生時の行動を時系列シミュレーションの下に策定し、事例・訓練・諸種の情報に基づいて見直しを重ねる。 ●連絡班等各班の総合調整	●学校災害対策本部の指示の確実・迅速な下達 ●情報の迅速収集と正確性の迅速判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）	●安全の見極めと遅滞ない避難の判断 ●初期消火活動の迅速行動 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者がいち早く駆けつけて緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

部 門	平 常 時	発 災 時 (地震時・火災時)	
連 絡 班	●発災時の生徒、職員の安否、受傷、心理状態等の把握、処置、関係先への連絡等に関する行動マニュアル作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材、救護エリアの設定及びそれらの整備	●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒等がいまいち確認 ●関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集 ●安全確保の先頭に位置するので、情報の発信元としての立場に立つ側面が強い。事態の掌握、伝達に正確を期す。	
施 設 班	●学校施設の安全確保を主たる任務とする（消火器の設置・点検など日常的な安全性確保とそのマ	●初期消火活動の迅速行動 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持って校内を巡視し、飛散・転倒等の応急措置を実施する。	

	ニュアルの作成と記録簿の作成。 ●初期消火活動体制の整備	●地震後の校舎、関連施設建造物の応急危険度判定の要請 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定
食糧班	●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備、管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理	●学校で保護する児童・生徒等への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理、配給、救援物資の受入れ、整理、管理、配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布
救護班	●セルフケアセット等の薬品や器具の整備と点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定と連携	●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速出動の態勢（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
避難所支援班	●地域の避難施設としての役割・支援の内容確認（公的防災機関や防災市民組織との連携） ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理	●施設班・地域緊急連絡員と連絡を取り合い、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭で待機させる。 ●避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導する。 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設置 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等）

※各班には、責任者を置く。また、責任者の代理者を定めておく。

担当班の事務分掌を終了した場合は、他の班の応援に当たる。

（職務分担の例）

連絡班	責任者（氏名 ） 本部長、区市町村 災害対策本部等への報告	情報の収集：担当者（氏名 ） 被害の状況、交通機関の運行状況、ライフラインの状況等の情報収集 情報の提供：担当者（氏名 ） 地震災害情報（災害地域等）、被害の状況、交通機関の運行状況、ライフラインの情報提供等
-----	-------------------------------------	---

（12）校外活動や校内行事に際しての対策

校外活動では、未然防止対策が十分になされ、訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められる。そのため、校外活動先での危機管理には、特に用意周到な準備が必要となる。事前に校外活動計画等を作成する際に、当該地域のリスクについてしっかりと調査することが、万が一現地で被災した場合を想定した下見を行うことや児童・生徒等に対して地域リスクや被害想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底する等について、学校危機管理計画に記載して、明確に実施できるようにする。特に、修学旅行や移動教室などでは、班別・クラス別行動中、宿泊中など様々な活動場面が考えられることから、事前検討の際には、校外活動場面と様々なリスクの組合せを考慮することが大切である。

あわせて、訪問先等関係者との事前調整、引率教職員・学校との連絡方法、災害等発生時の避難場所・避難所方法等に関する事前検討や対策、危機管理のための校外活動時に傾向すべき物品、校外活動開始時に確認すべき事項なども、学校危機管理計画に定めておく。

また、入学式、卒業式、運動会、学校公開等の校内行事は、保護者や来賓など多数の参加者が見込まれる。災害が発生した場合には、児童・生徒等・教職員のみならず、これら来訪者の安全確保も必要となる。こうした通常と異なる状況下でどのように対応するかについては、あらかじめ検討して、

学校危機管理計画に記載し、教職員間の共通認識としていくことが重要である。

なお、多数の来訪者に関する危機管理をすべての教職員のみで対応することは容易ではない。必要に応じて、保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議した上で、学校危機管理計画に明記しておくが良い。

(13) 児童・生徒等の帰宅方法・保護体制

災害が発生した後、児童・生徒等の登下校の安全を確保するため、集団下校をさせるか、保護者へ引渡しを行うか、学校で待機するかなど、児童・生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。

学校危機管理計画には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどを情報収集することや、そのための複数の手段について記載するとともに、判断の基準・判断者についても定めておく。

東日本大震災では、児童・生徒等を集団下校及び単独下校させた学校において、保護者が帰宅困難となったため、児童・生徒等だけで自宅で長時間過ごした事例があったことから、地震発生後、学校所在地の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合においては、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限り帰宅させることができる。

平成25年4月から東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制するため、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要がある。なお、都立学校においては帰宅困難な児童・生徒等及び教職員用に、全児童・生徒等及び教職員の3日分の食糧・飲料水と毛布を既に備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い児童・生徒等を保護する場合にもこれを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知しておく。また、電話連絡網や緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等の各種メディアを使用した、児童・生徒等及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

なお、児童・生徒等の保護者への引渡しについては、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等の安全確保に万全を期すこと。

(14) 安全教育及び避難訓練等

ア 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められる。学校危機管理計画、その他の学校安全に係る諸計画には、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付け、災害安全などの各領域の教育内容などを記載する。

イ 避難訓練

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性がある。同じ授業中であっても、普段使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられる。

このような中でも、児童・生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難訓練を行うことが必要である。避難訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童・生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面を持っていることに留意する。

詳細については、「第2 教育・研修・訓練」を参照のこと。

(15) 緊急時持ち出し品・文書等の整理

火災の延焼や津波・高潮等により、学校以外のところに避難する場合に備え、非常持出品、搬出担当者、搬出方法、搬出場所について計画する。

災害発生直後に必要となる、教職員、児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品などは、緊急時に持ち出し品として管理する。なお、この緊急時持ち出し品は必要最低限のものとし、すぐに持ち出せるようパッケージ化しておく。名簿情報は児童・生徒等のプライバシーに関わる書類であるため、取扱いは厳重にしなければならない。緊急時持ち出し品の保管場所と持ち出し担当者をあらかじめ決めるほか、持ち出し担当者が不在の場合の代理者についても必ず決めておき、危機管理マニュアルに記載しておく。なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けとともにラベルを貼付するなどの表示をしておく。また、災害の状況によっては、散逸を防止するため、耐火金庫等校内で保管することも想定しておく。備蓄品等の物資については、「第3 事前の準備」「1 物資の備蓄」に詳しく掲載しているので、参照のこと。

（災害用品等の点検リストの例）

係 名	必 要 な 物（例 示）	保 管 場 所
学 級 担 任	・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード ・ホイッスル、メガホン（ハンドマイク）、学級旗、手袋、筆記用具、懐中電灯など	
連 絡 班	・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ、乾電池など ・携帯テレビ ・防災行政無線移動系端末（衛生携帯電話） ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi	
施 設 班	・ヘルメット、保護手袋、マスク、学校施設・設備等点検リスト、マスターキー、危険箇所・点検済表示用具（マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用「標識テープ」）、設備機器等応急工具類、）校内地図、マンホールトイレ用の便器・テント等の備品など ・消火器 ・防犯カメラ ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品	
食 糧 班	・飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材、ろ水器など	
救 護 班	・セルフケアセット、応急手当薬品類、湿布薬等、洗浄用水、毛布など ・A E D ・担架	
避 難 所 支 援 班	・利用者への案内チラシ、近隣マップ、案内板、管理区域への立入禁止の設定、避難者名簿用紙、筆記具、毛布・非常用発電機など	
経 営 企 画 室	・公印、通帳（印鑑）、耐火金庫等の鍵、重要書類等の非常持出用ザックなど	

※ 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所を開設した場合には、それぞれ連絡班から救護班までの役割を担当する。

(16) 火災予防対策及び点検

ア 火災予防対策

火災の予防に関しては、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校で「消防計画」が定められている。学校で、火災予防のため消防計画に定めておくべき事項としては、例えば、次のような事項が挙げられる。

- ・ 予防管理組織（防火管理者や火元責任者）
- ・ 建物等の自主検査
- ・ 教職員等の遵守すべき事項（火気管理・放火防止・避難施設等の維持管理）
- ・ 消防用設備等の法定点検の実施
- ・ 火災等の災害に対する自衛消防訓練
- ・ 消防機関への連絡等

学校危機管理計画とは別に消防計画と策定して、これらを規定している場合には、学校危機管理計画上は消防計画を参照する形とする。学校危機管理計画に消防計画を盛り込んで一体化させる場合には、学校危機管理計画に具体的な内容を記載する。

イ 点検

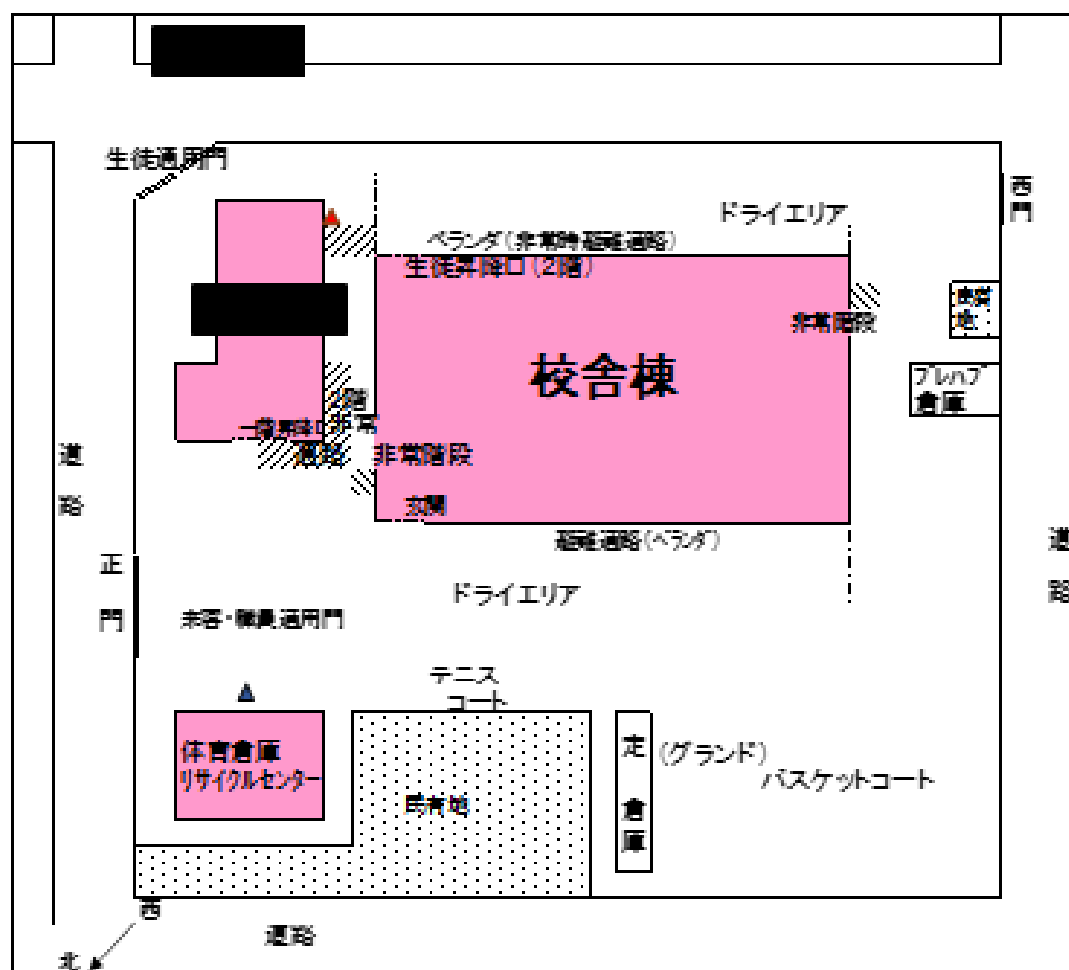
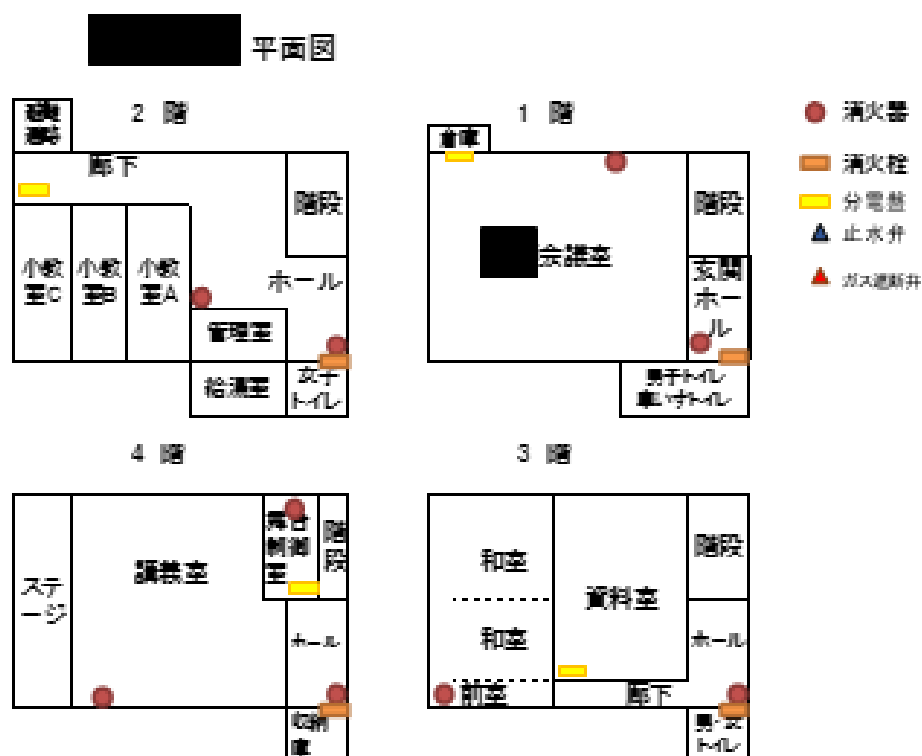
学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければならない。このため、学校危機管理計画には、安全点検などについて定めておくことが必要である。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあるが、その場合は、学校危機管理計画の中で明確に位置付けて活用するようにする。

学校施設・設備等の点検については、避難経路となる階段や踊り場、非常口及び、防火シャッター、防火扉付近に物が放置されていないかなど、日頃から安全点検に努め、保安状況を把握する。

また、発災時に速やかに点検を行うためには、止水弁・ガス緊急遮断弁、消火器・消火栓等の配置図（次ページ参照）をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し、職員室や経営企画室等に掲示する。

詳しくは、「第3 事前の準備」を参照のこと。

校舎平面図（消火栓等の配置図の例）



校舎棟配置図

(学校施設・設備等の点検リスト(抄))

I 倒壊危険物の点検			
1 門・囲障(防球網・パンザマストを含む)・擁壁の倒壊、崩壊防止点検			
1-① 門の点検(鉄筋コンクリート構造)			
ア	亀裂の有無	有	無
イ	傾き具合の有無	有	無
ウ	ぐらつきの有無	有	無

(災害時緊急連絡先一覧の例)

	連 絡 先 名	T E L	F A X
ガ ス	△△ガス〇〇営業所		
L P ガス	A販売会社		
	代用 B 緊急点検会社		
電 気	(財) 関東電気保安協会		
	東京電力△△営業所		
	C 会社		
水 道	水道局◇◇営業所		
	D 水道工事会社		
エレベータ			
施設維持管理業務委託(JKK)			

2 教育活動の継続

災害等の発生後、学校は教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められる。そのためには、まず、児童・生徒等・教職員の被災状況や学校の施設・設備等の被害状況、通学路・通学手段の状況などについては把握し、その状況を踏まえた応急教育計画を作成することが必要である。学校危機管理計画には、被害状況等を把握して必要な応急措置等を実施することや、応急教育計画を作成するうえで検討すべき事項（教育の場の確保、教育課程等の再編成など）について、具体的に記載しておく。応急教育について検討する上では、一人1台端末等を活用したオンライン学習の実施など、最近の学校を取り巻くICT環境の進展なども考慮すると良い。

また、被災した児童・生徒等の教科書・学用品や就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割である。支援を要する状況であるかどうかについて把握し、適切な支援につなげるため、実施すべき事項については、学校危機管理計画に記載しておく。災害等によって避難・移動や転出を余儀なくされる児童・生徒等への配慮事項について、事前に検討して学校危機管理計画に記載し、教職員間の共通認識としておくことも望まれる。

応急教育計画記載の視点

○臨時休業等の措置

- ・臨時休業の判断基準
- ・保護者への連絡手段（予備連絡手段の確保）

○学校の教育災害に向けた対応

- ・児童・生徒等、教職員の被害調査
- ・校舎等の施設・設備等の被害状況把握、応急措置
- ・通学路・通学手段の被害状況把握と必要な措置
- ・臨時登校実施の判断方法、留意点等

○応急教育に係る計画の作成

- ・教育の場の確保方策
- ・教育課程等の再編成等の対応
- ・避難所運営との調整
- ・教育活動再開時期の決定・連絡

○被災児童生徒等への支援

- ・教科書・学用品等の確保
- ・就学の機会確保
- ・避難・移動又は転出する児童・生徒等への対応
- ・平常時と同様な教育活動が行えない場合も、オンライン学習を取り入れるなど可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育を実施する。
- ・保護者等へ授業再開の連絡を行う。

3 避難所の支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は区市町村であり、管理運営は区市町村が行うが、教職員は避難所の開設・運営に協力・支援することとしている。ただし、発災直後は児童・生徒等の安全を確保しながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、区市町村から避難所指定を受けている学校は、学校危機管理計画の中に避難所の支援に関する運営計画を作成しておく。

なお、東京都の状況を踏まえれば、避難所には指定されていない学校であっても、発災後の避難所開設が区市町村から要請される可能性もあり、同様の検討が必要である。

また、休業日等、学校に教職員がいない時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民とそうした場合の対応を協議しておき、事前に教職員不在時の避難所開設及び運営について体制を整備しておく必要がある。鍵の管理についても、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、区市町村と解錠方法の取決めを行っておく必要がある。取決めに関し

ては、令和2年9月2日付2教総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

(1) 避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、区市町村から避難所指定について要請を受けた場合、原則的に承認する。なお、承認に当たっては、学校施設利用計画を作成し、東京都教育委員会（教育庁都立学校教育部）に協議する。また、既に避難所に指定されており、避難所利用スペースを変更するなどの理由により、改めて避難所利用に関する協定書を締結する場合も同様に協議が必要である。

校長は、①児童・生徒等の安全確保のスペース、②教育機能・管理機能のスペース、③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）、女性並びにペット飼養者に割当てスペース、④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース、⑤一般避難者の避難所スペース、⑥一時滞在施設としてのスペースを定めた学校施設利用計画を作成する。その際、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布や施設状況を踏まえた授乳室の設置や外国語に堪能な教職員の配置、外国語での施設案内の表示等を検討する。

また、校庭については、物流拠点等に利用されることが予想されるため、自動車の乗り入れは禁止する。校庭は、発災当初の避難スペースであるので、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒等の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ定め、災害時に避難所となった場合、校長は区市町村に対して地域住民に周知を依頼する。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して区市町村と連携を図るとともに、区市町村が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理や配布方法について、区市町村とあらかじめ協議する。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、本来の役割である教育活動の再開やそのため準備が必要であるため、おおむね発災後1週間程度を目途とする。したがって、それ以前から、段階的に区市町村防災担当部局職員、避難者自治組織等に避難所運営事務を移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

校長は、防災訓練などを通して防災市民組織等と連携を図るとともに、発災後の避難所運営の役割分担、協力体制を整備することに努める。

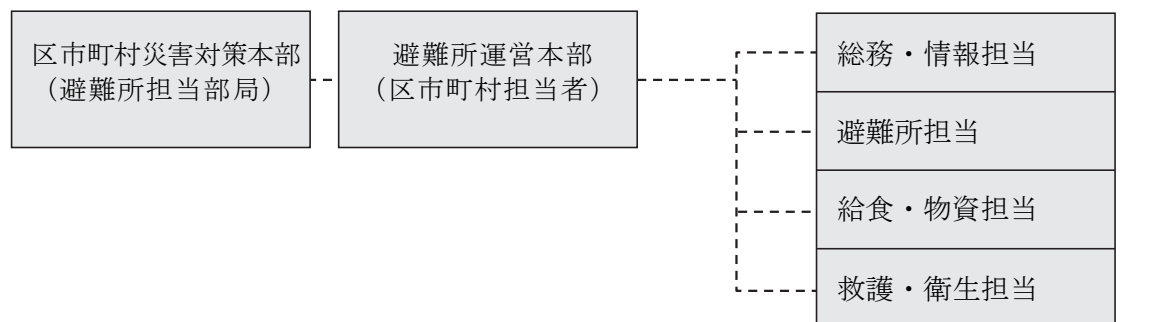
エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は、学校災害対策本部組織を整備するに当たっては、避難所支援担当についても定める。避難所支援担当は、災害当初における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援などを行う。

なお、校長は、教職員の避難所業務の従事について、災害時の人員確保の困難性を考慮した体制とし、当日の職員の出勤状況により、各班（「1学校危機管理計画の作成（11）対策本部体制の整備」参照）の中から避難所支援担当者を指名する。指名に当たっては、女性や災害時要援護者にも配慮する。

また、所属先に参集できなかった職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況に応じて、避難所の運営に協力するよう指示する。

(避難所組織の例)



(避難所支援担当の事務分掌の例)

担 当 係	業 務	業 務 内 容 (例示)	担 当 者
総務・情報担当 (連絡班・避難所支援班)	- 避難所運営支援の調整に関すること。 - 情報の収集、提供に関すること。 - 災害対策本部等との連絡調整に関すること。	- 避難所運営本部設置場所の決定 - 情報の収集、整理、確認、提供 - 避難所内の情報提供場所の設置 - 避難者名簿の整理、管理 - 外国語案内板の作成 - 区市町村災害対策本部（避難所担当部局）との連絡調整 - 避難所運営会議への支援 - 本庁との連絡調整（非常時緊急連絡システムの活用）	
避難所担当 (避難所支援班)	- 避難者の生活への支援に関すること。 - 防災市民組織、ボランティア等との連携に関すること。	- 避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定 - 避難者の誘導 - 避難所生活ルールの策定 - 防災市民組織、ボランティア等との連携	
給食・物資担当 (食糧班)	生活物資の管理・配給等に関すること。	- 避難所専用の備蓄物資の管理、配給 - 救援物資の受入れ、整理、管理、配給 - 飲料水の配給、確保 - 炊き出しへの支援	
救護・衛生担当 (救護班)	- 救護に関すること。 - 医療救護所への協力に関すること。 - 清掃・衛生管理への支援に関すること。 - 感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。	- 医療救護所設置場所の事前確認 - 医療救護所への協力（医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施） - 仮設トイレの確保、設置 - トイレ、ごみ集積場等の清掃・衛生管理への支援	

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合に学校を避難所として開設する手順

早朝・夜間・休日等に発災した場合、校長をはじめ大部分の教職員や区市町村職員は学校への到着が遅れ、校長不在の場合や少人数で避難所運営業務に従事しなければならない場合が想定される。このため、区市町村防災主管部及び防災市民組織等との協力関係を図っておくことが必要である。

ア 鍵の保管について

校長は、避難所の円滑な開設のために区市町村防災担当部局と事前に協議する。鍵の管理については、休日等に発災があった場合を想定し、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、区市町村と解錠方法の取決めを行っておく必要がある。区市町村と施設の解錠に関する協議を行う際には、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3－10）

イ 校庭で待機することの周知

発災直後、二次災害を防止するため教職員等（応急危険度判定員）又は区市町村職員等が校舎等の安全確認をするまでの間、避難してきた住民等を校庭で待機させる。

なお、区市町村及び校長は、このことを事前に地域住民等に十分周知しておく必要がある。

これは、避難してきた住民等を建物倒壊等による二次災害から守るためであり、厳冬期等にあっても同じである。

(3) 避難所に必要な物資の確認

避難所となる学校では、多数の避難者を保護するために必要なものを確保することが望まれる。避難所用に校内に備蓄してある場合は、区市町村防災担当部局と協力しながら、備蓄品を確認する。なお、区市町村備蓄倉庫に備蓄している場合は、配送・配給計画、手順を確認する。

(4) 避難者名簿用紙の保管

避難所となる学校では、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を保管する。

4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

(1) 運営計画の作成

島しょを除く都立学校は災害時帰宅支援ステーションとして指定されており、さらに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、島しょを除く都立高校は一時滞在施設として指定されている。

これらの学校は、それぞれの保護スペースを確保するとともに、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画を作成しておく。

なお、都立特別支援学校は、大震災時には、区市町村からの要請に基づき、福祉避難所として利用されることがある。避難所の設置主体は区市町村であるが、避難所となる学校は、避難所の開設・運営に協力・支援し、防災市民組織、ボランティア等との連携を密にして円滑な運営に努めることとなっている。

(2) 運営体制の整備

あらかじめ、一時滞在施設、災害時帰宅支援ステーションの開設に係る掲示板及び収容人員の超過等によって受け入れが困難となった旨を掲示するための掲示板を作成し、保管場所を確認しておくこと（受け入れが困難な場合に備え、近隣の学校名や住所等も掲示する。）

また、各都立学校においては、LED矢印版を配備しているため、使用方法、保管場所及び設置場所等を確認しておく必要がある。

さらに、学校を中心に近隣の一時滞在施設や駅等を記載した周辺マップを用意しておき、帰宅困難者等に配布できるように準備しておく。

そのほか、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の施設利用等に関しては、「3 避難所支援に関する運営計画の作成」に準じて備えること。

ア 教職員・関係者等への周知徹底

学校危機管理計画の内容は、あらかじめ教職員（臨時的任用、非常勤の教職員を含む。）等に周知徹底することが不可欠である。特に、発災直後の緊急対応手順については、学校危機管理計画に頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要がある。毎年度当初に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で学校危機管理計画の内容と役割を理解するための研修機会を設けるなど、学校の実情に合わせ、具体的な方策を定め、実践することとする。

加えて、児童・生徒等、保護者、その他地域住民や関係機関などにも、学校危機管理計画に定める事項のうち、特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。対象者により、周知する内容は異なるため、学校危機管理計画には、周知の対象者別に、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定めておく。その際、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報は、学外関係者への開示範囲を限定することにも留意する。

イ 学校危機管理計画の保管方法

災害等発生時の対応手順を記載している学校危機管理計画は、いざというときに確実に使えるようにしておかなければならない。そのため、保管形態や保管場所などについても配慮が必要である。

例えば、大規模地震等の発生時には、停電することが想定されるので、パソコン内の電子データという形式だけでなく、必ず出力した冊子の形で保管しておく。また、避難の際に持ち出すことを想定して、あらかじめ緊急時持ち出し品の中に入れておくなど、学校の実情に応じて、十分に検討したうえで、学校危機管理計画に記載し、確実に実践しておくことが重要である。

ウ 学校危機管理計画の評価・見直しと改善

学校危機管理計画は、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて改訂していくことが重要である。具体的な見直し・改善の視点としては、人事異動による分担の見直しや避難訓練等での問題点や課題の発見などの事項がある。

学校危機管理計画の見直しを確実に実行するために、常に見直し・改善を図る旨を明記するとともに、見直し・改善の時期、その手順などを具体的に記載しておく。

また、学校危機管理計画が最新版であることが明確となるよう、計画の表紙には必ず改訂時期を記載しておく。

第2 教育・研修・訓練

1 児童・生徒等の防災教育

(1) 防災教育の意義

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭く捉えるのではなく、どのような児童・生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通した教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童・生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童・生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座なども教育資源として活用することが重要である。消防署と学校の連携のみならず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO 等が学校における避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることも重要である。

(2) 防災教育の内容

防災教育は児童・生徒等の発達段階、地域の特性や実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。東京都教育委員会では、防災教育も含めた安全教育の教員向け指導資料「安全教育プログラム」を作成・配信している。

一般に防災教育の内容は、次のとおりである。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

(3) 発達の段階に応じた安全指導のねらい

ア 幼稚園

安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。災害時などの行動の仕方について、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。

イ 小学校

安全に行動することの大切さや、「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に

行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

エ 高等学校

地震や火災発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において危険を予測し回避する能力を育て、災害が発生した際には、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに避難所運営補助等の行動がとれる能力を身に付けさせる。特に、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練等を通じて学校全体で防災に関する社会貢献意識を高めるとともに、初期消火法等の技術や上級救命資格を取得するなど防災に関する実践力を培う。

オ 特別支援学校

特別支援学校における安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同じであるが、児童・生徒等の障害の種別、程度及び発達の段階に即して具体的、個別的な指導を積み重ねる必要がある。スクールバスで通学している児童・生徒等も多数いることから、スクールバス事業者との緊急時の対応等も平常時に十分確認しておく必要がある。また、一人通学を行っている児童・生徒等に対しては、保護者等とも安全指導等について事前に共有した上で、一人通学時に発災した場合は、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや区市町村が作成する「ヘルプカード」を用いて、周囲の人に助けを求めたりできるよう、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫が必要である。

(4) 防災ノート ～災害と安全～

防災ノートは、地震や火災、大雨などの災害に備えて、日ごろからとるべき行動や、災害が起こった時にその場でとるべき行動である防災アクション（行動）を起こすための学習教材である。

本教材は小学生・中学生・高校生向けに作成されており、自分の置かれた状況を的確に判断し、率先して自他の身の安全を図るための具体的な防災対策や行動方法が記載されており、災害時に役立つ情報を提供している。

【主な内容】

- ・ 災害の特徴から考えよう：火災、地震、大雨・台風、火山、竜巻・大雪、その他
- ・ 備えよう：日頃の備え、避難所、応急手当等
- ・ 学びを深めよう：これまでの災害に学ぶ、わが家の防災アクション等

(5) 地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練（都立高等学校）

令和3年度から、全ての全日制課程の都立高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに一部の定時制課程の都立高等学校において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けさせている。

また、都立特別支援学校では、平成29年度から毎年度実施してきた一泊二日宿泊防災訓練による成果を踏まえ、災害時においても落ち着いて安全な生活を送ることができるよう、地域と連携した防災訓練等を実施する。

(6) 防災教育を進める上での留意点

ア 学校安全計画（年間指導計画）の作成

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。その際、学校安全計画や「安全教育プログラム」を参考とすること。

なお、作成にあたっては、「防災ノート ～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」の活用についても明記すること。

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や防災市民組織等との連携を図る。

ウ 特別支援学校

特別支援学校においては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うことを踏まえ、学校段階における学習内容を参考に、児童・生徒等一人ひとりの障害の状況や程度等に応じた適切な指導を行う。

また、非常時の対応について、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒等が被災時にとるべき行動が分かるように工夫しておくことも大切である。

エ 東京消防庁の防災館の活用

東京消防庁では防災館を都内3箇所に設置している。団体での利用も可能なので活用したい。

池袋防災館	豊島区西池袋二丁目37番8号	Tel 03-3590-6565
	池袋駅下車徒歩5分	
本所防災館	墨田区横川四丁目6番6号	Tel 03-3621-0119
	錦糸町駅又は押上駅下車徒歩10分	
立川防災館	立川市泉町1156番1号	Tel 042-521-1119
	立川駅北口1番バス乗り場から立川バス「立川消防署前」下車	

オ ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやるという心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に中学校、高等学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校している場合、避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては避難移動中の救済活動や避難場所での運営補助などが考えられる。

このことについては、日頃から非常時に地域において児童・生徒等がどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署、区市町村防災担当部局や地域の防災市民組織との緊密な連携を図る必要がある。

(7) 防災教育改善のための評価

学校安全計画の全体計画及び、年間指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、課題のあった避難訓練については、年度内に再度同じ設定で実施するなど、計画に柔軟性をもたせることも必要である。

2 学校教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時における児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の危機管理に関する研修を充実する。

(1) 校内研修の実施

校長は、学校安全計画の校内研修計画に危機管理に関する研修主題を位置付けて実施する。主題としては、学校の危機管理組織、教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動、学校が避難所となることを想定した実地訓練、中学生や高校生のボランティア活動への参加、地域の防災市民組織との連携などが考えられる。特に、教職員の役割については、災害発生時にどこに行って何をすることなどの具体的な対応を出退勤途中、夜間・休日ごとに整理し、その際の留意事項等を確認するための研修を実施しておく必要がある。

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会

安全教育に関する担当者等は危機管理についての研修に参加し、研さんに努める。以下に都における具体的な研修例を示す。

ア 学校安全教室指導者講習会

指導部指導企画課では、全公立学校を対象に、安全教育の指導者を養成する講習を実施している。

イ 東京都教職員研修センターでは学校教育相談の研修会で災害時等の心のケアについての研修を行うことがある。

ウ 応急処置の技能を習得する研修

都立学校教育部学校健康推進課では、教職員を対象にAEDを使用した心肺蘇生法講習を開催している。児童・生徒等の教育活動中の応急処置にとどまらず、避難者の救護など災害発生時の対応能力を向上させる機会ともなる。

エ 都庁各局で職員等を対象に危機管理関係のシンポジウムやパネルディスカッションを開催することがある。

3 避難訓練と防災訓練

東京都教育委員会は、平成24年11月の「東京都地域防災計画」の修正を踏まえ、各学校の防災教育推進委員会を活用するとともに、想定場面の見直しを図ることや実践的な訓練となるよう避難訓練等を改善し、防災教育の一層の充実を図るため、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」を発出した。（別添資料2－11）

(1) 避難訓練と防災訓練の目的

「避難訓練」は、児童・生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

「防災訓練」は、地域との連携・協力を通して児童・生徒等、教職員が避難所運営に対する協力の仕方など災害時の対応の在り方を身に付けるために、事前に訓練や演習を行う活動のことを指す。

防災に関わる指導は、状況に応じて安全な行動ができるような態度を児童・生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。一方、教職員は避難（防災）訓練を通して、的確に状況を把握し、かつ、沉着、機敏な態度で、時や場に応じた臨機応変な行動をとれるような能力を習得することが必要である。

また、自らの命を守ると同時に、児童・生徒等がその発達段階に即して、災害時に被災者に対する支援活動に参加することは、他人への思いやりや社会に奉仕する態度を培う上で極めて教育効果が高い。避難（防災）訓練の際には、児童・生徒等の一次避難が終了したのちに、支援活動に協力していく仕方などの内容を加味して指導していくことが必要である。

(2) 避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童・生徒等が体験的に理解できるよう計画的に実施する。実施に当たっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実践的な訓練を行う必要がある。

特に地震は突発的で予測できないため、避難（防災）訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

避難（防災）訓練の実施に当たっては、次のような留意点が考えられる。

ア 時期や回数は、学校種別や、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。

イ 事前にその意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。

また、児童・生徒等に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養うよう指導する。

ウ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施するようにする。

- ・地震や火災、風水害等の規模
- ・設定日時の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）
- ・設定日時又は時刻を予告しない方法

- ・全教職員による参集・初動態勢などの訓練
 - ・児童・生徒等を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
 - ・備蓄品、災害用品等の点検
 - ・教職員による避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役や帰宅困難者役も設定）
 - ・児童・生徒等によるボランティア活動
- エ 消火器、屋内消火栓、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。
- オ 教職員一人ひとりが役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助、発電機・ろ水器等防災機器の使用等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。
- カ 実施後は必ずその評価を行い、次の訓練に反省点や改善点等を反映させる。
- キ 消防署等の防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、防災市民組織との合同訓練等も実施するように努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検項目

都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

- ア 小・中学校の学級活動、高等学校のホームルーム活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。
- イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。
- ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。
- エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。
- オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。
- カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。
- キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。
- ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。
- ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。
- コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。
- サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。
- シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

ア 家庭、地域との連携

学校は平素から避難訓練・防災訓練の方針や計画について、保護者、PTA、町内会、自治会、防災市民組織等に連絡し、理解を求めていく必要がある。また、小学校、特別支援学校の児童・生徒等については、防災訓練などを通して保護者との連携を密にする。

なお、家庭でも防災に関する話合いの場を設けるよう働きかける。さらに、児童・生徒等のボランティア活動への参加に関して、地域との日常的な連携を進めるとともに、保護者に対しては災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容などを周知し、教育活動の一環として実施することの意義について理解を深めておく必要がある。

イ 消防署、警察署等との連携

学校は、消防署、警察署等の関係機関に対して災害が起こった時に連絡すべき事項や協力を要請す

る事項などについて、あらかじめ定めておく必要がある。また、避難（防災）訓練の際、実地の指導や講評等について関係機関の協力を得る。

ウ 区市町村等との連携

区市町村にはそれぞれの地域の特性を生かした「地域防災計画」があり、地域防災体制の組織を設け災害から住民を保護することとしている。

その一つに避難所があり、避難所に指定されている学校は、区市町村、教育委員会や防災市民組織等と連携を密にし、日頃から物資の備蓄や避難者の受け入れに当たるための体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが大切である。

また、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練、避難所設営を含む訓練等に教職員及び児童・生徒等は積極的に参加、協力するとともに、災害時に適切な連携が図れるよう、日頃から地域住民との協力体制の整備に努めることが必要である。

第3 事前の準備

1 物資の備蓄

都立学校は、児童・生徒等のために学校種別に応じた食糧・飲料水・毛布を備蓄するとともに、児童・生徒等のみならず地域住民等の避難者にも提供できるものとして、セルフケアセットやろ水器を整備している。

また、一時滞在施設に指定された都立高校においては、帰宅困難者を最長で3日間受け入れるために、総務局総合防災部が、食糧、水、毛布（又はブランケット）、トイレ等を整備している。災害発生時には、これらの備蓄物資を現場の状況により相互に活用するなど、柔軟に対応する。

各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から各物資の納入場所等の確認を行い、教職員に、備蓄場所を周知徹底する。

なお、各物資の保管場所については、学校の立地条件（沿岸部等）を考慮し、各学校で検討すること。

（例：洪水・土砂災害・高潮・津波のリスク情報等を確認の上、必要に応じて可能な限り高層階に保管場所を設ける等）

備蓄品目については、別添資料2-15「都立一時滞在施設配備品目」を参照のこと。

2 日常の点検

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければならない。このため、学校危機管理計画には、安全点検などについて定めておくことが必要である。学校によっては、別途、安全点検計画を定めていることもあるが、その場合は、学校危機管理計画の中でそれを明確に位置付けて活用する。

■死傷の原因となるような状態の発見、除去

● 転倒・落下・移動・飛散防止

1) 棚類の転倒防止

- ・取付け金物でロッカーなどを固定しているか。

2) ピアノの移動防止

- ・滑り・転倒防止策を講じているか。

3) 重量物、化学薬品類の落下防止

- ・普段、児童・生徒等が活動する場所の棚等の上に、重量物が置かれていないか。

振動で薬品棚の扉や引き出しが開かないよう、施錠又は開放防止器具（止め金具）等を取り付けているか。

4) ガラスの飛散防止

- ・窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。必要に応じガラスを取り換えているか。

5) 建造物（校舎壁面、瓦、ブロック塀など）の倒壊防止

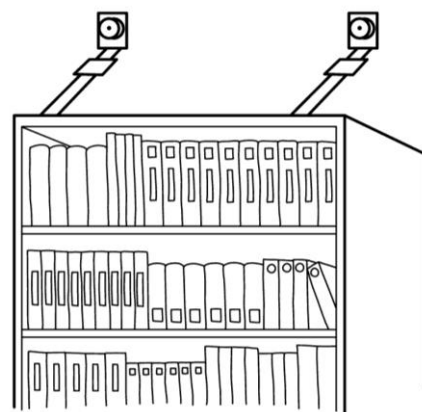
- ・ひび割れ、傾斜などがいないか。

付属物（エアコン室外機、アンテナ等）の落下防止

- ・取付け金物などが外れていないか。

6) 高所の設備機器（照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計など）の落下防止

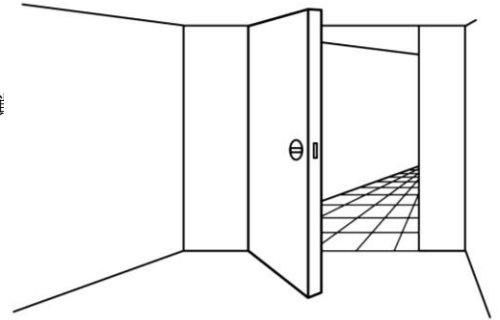
- ・落下防止措置を講じているか。
- ・本体の傾きや取付け金物の腐食、破損等の異常は見当たらないか。



■「閉じ込められ」の危険排除

● 教室内、校舎内から外へ出られなくなる危険の排除

- 1) ドア（鉄扉）の開閉不能（専門家の点検と改善）
- 2) 重量物転倒等による引き戸、扉の開閉不能、出入口閉鎖
 - ・ドアの近辺に転倒するような重量物を置いていないか。
- 3) 「防火シャッター」の作動定期点検や適正管理の実践
 - ・防火シャッターの近辺に物品を置いていないか。



■避難経路の確保とその安全化

● 校舎内

- 1) 避難経路がきちんと確保されているか、理解しているか（避難経路は2方向に設定されていなければならない。）。
- 2) 避難通路上に物品が置かれていないか。
- 3) 外付非常階段のドアは施錠されていないか。
- 4) 校舎内階段の壁面や天井に剥脱落下の危険はないか。
- 5) ガラス破片対策として生徒は上履きを着用しているか。
- 6) 校舎出入口のドアが開閉不能に陥る危険はないか。

■火気管理と初期消火活動態勢

● ガス、電気、消火器の安全管理

- 1) 身の安全を図ることを最優先とする。
- 2) プロパンガスはボンベの転倒止めを確実にしているか。
- 3) 電熱器具は、器具スイッチだけを切るのではなく必ずコンセントから差込プラグを抜いているか。
地震動で落下、衝撃でスイッチが入り過熱、発火した事例も生じている。
- 4) 消火器は適切に配置されていて、取り出しやすい状態にあるか。長期間放置された状態で置かれていないか。点検や薬剤入替えの記録は継続的に維持されているか。
- 5) 火災発生時又は出火発見時の行動を理解しているか（大声で周りに知らせながら初期消火にあたる。声を聞いた者は119番へ通報する。各所配置の消火器を持って、又は水を持って消火に駆けつける）。



■緊急時持ち出し品・文書等の状態確認

●第1の1（15）の緊急時持ち出し品・文書等について、使用できる状態か確認する。

- 1) 出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、近隣マップ等が最新のものになっているか
- 2) トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ等の状態
- 3) 飲料水、食料等の期限 等